

シルバー人材センター

入会のしおり

地域社会の担い手を求めています



チエブクロー

「知恵袋」と「ふくろう」を合わせたキャラクターです。経験豊富な高齢者の知恵が集まるシルバー人材センターということを、この二つのモチーフで表しています。

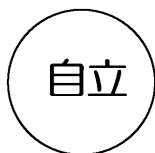
公益社団法人 佐伯市シルバー人材センター
電話番号 23-3001 FAX 24-3340
佐伯市長島町1丁目28番2号

説 明 内 容

- 1 シルバー人材センターとは
- 2 シルバー人材センターで働く場合は・・・
- 3 労働関係法令の適用や公的保険の加入
- 4 会員が被害に被った場合の保険の適用
- 5 シルバー総合賠償責任保険について
- 6 会員就業規約について
- 7 配分金の支払い方法について
- 8 安全就業について
- 9 地域班について
- 10 入会申込書兼会員票の記載について
- 11 質疑応答

1 シルバー人材センターとは

■ シルバー人材センターの理念



共に働き、共に助け合うことによって社会参加し、自主的に運営する組織（公益社団法人）です。

■ シルバー人材センターの性格

- 高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や地域社会の発展、現役世代の下支えなどを推進することを目指していますので、一定した収入の保障をするものではありません。
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の指定を受けています。
- 企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場として提供しています。

■ シルバー人材センターの目的

高齢者の生きがいの充実、健康維持

- 高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る。

地域社会の維持・発展への貢献、現役世代の下支え、人手不足の解消

- 高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る。
- 育児・介護など高齢者が働くことを通じて、現役世代の下支えを図る。
- 高齢者が働くことを通じて、サービス業などの人手不足を解消する。

2 シルバー人材センターで働く場合は・・・

■ シルバー人材センターで働く高齢者の日数、時間の上限

シルバー人材センターの提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務です。
また、その働き方は、現役世代の労働者などが一人で行う業務を、複数の高齢者が時間や日にちで分担して行うローテーション就業が基本です。

〈日数の上限〉 おおむね月10日程度以内

〈時間の上限〉 おおむね週20時間をこえない範囲

一時的に上記の上限を超えて就業することが出来ますが、恒常的に上記の上限を超えて就業することはできません。

(認められる場合の例)

スーパーマーケットでの品出しなど、派遣で働く会員が、特売日やイベントが多い特定の月に上限(週20時間)を超えて就業する場合。

(認められない場合の例)

施設の管理(日直・宿直)や庭木の剪定など請負で働く会員が、恒常的に月10日を超えて就業する場合。

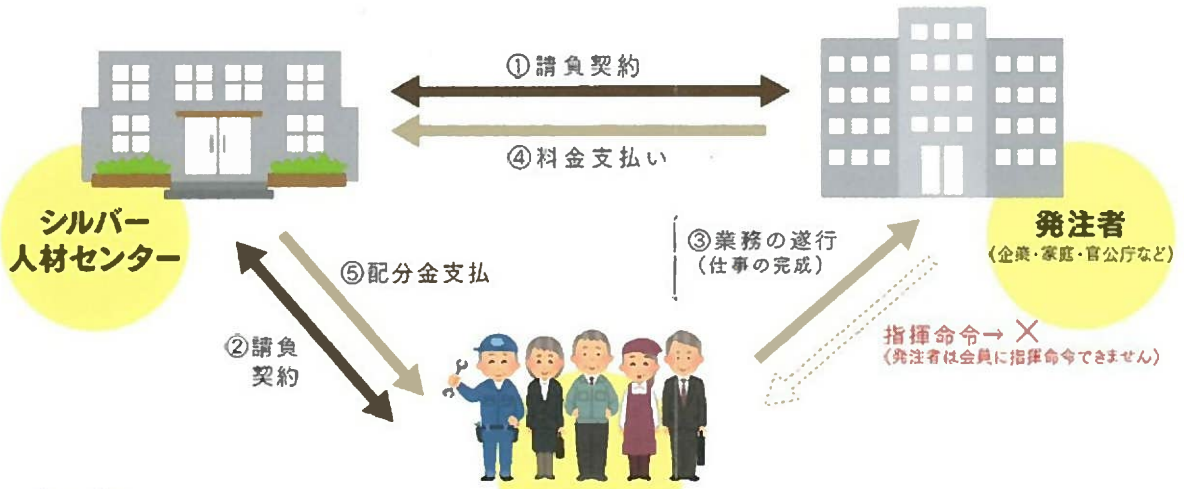
会 員 : シルバー人材センターに入会し、就業機会の提供を受けることを希望する高齢者をいいます。

配分金 : シルバー人材センターが会員に、請負、委任の対価として支払う報酬をいいます。

賃 金 : シルバー人材センターが会員に、派遣の対価として支払う報酬、または職業紹介を受けた会員を雇用した発注者が労働の対価として支払う報酬をいいます。

	請負	委任	派遣	職業紹介
就業形態	会員は請け負った業務を自らの裁量で完成させる	会員は請け負った業務を自らの裁量で完成させる	会員が発注者の指揮命令に従い労働する	会員などが発注者の指揮命令に従い労働する
雇用	雇用されない	雇用されない	シルバー人材センターが会員を雇用する	発注者は会員などを雇用する
指揮命令	発注者は指揮命令できない	発注者は指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できる	発注者は会員などに指揮命令できる

請負



業務例

会員

清掃、除草、植木の剪定、宛名書き、障子・ふすま張りなど



植木の剪定

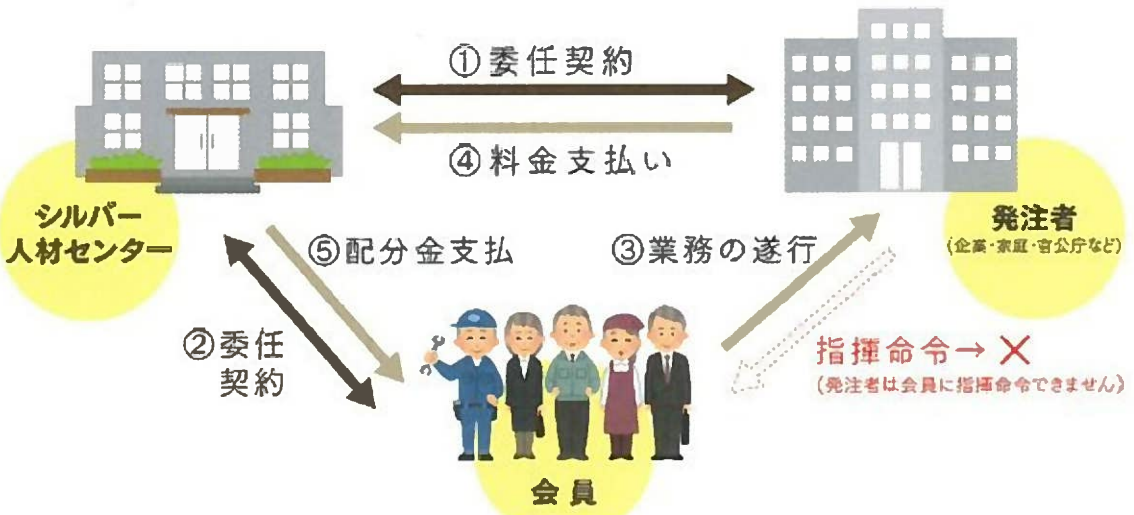


清掃



宛名書き

委任



業務例

観光ガイド、高齢者の見守り、話相手、留守番など



高齢者の話し相手

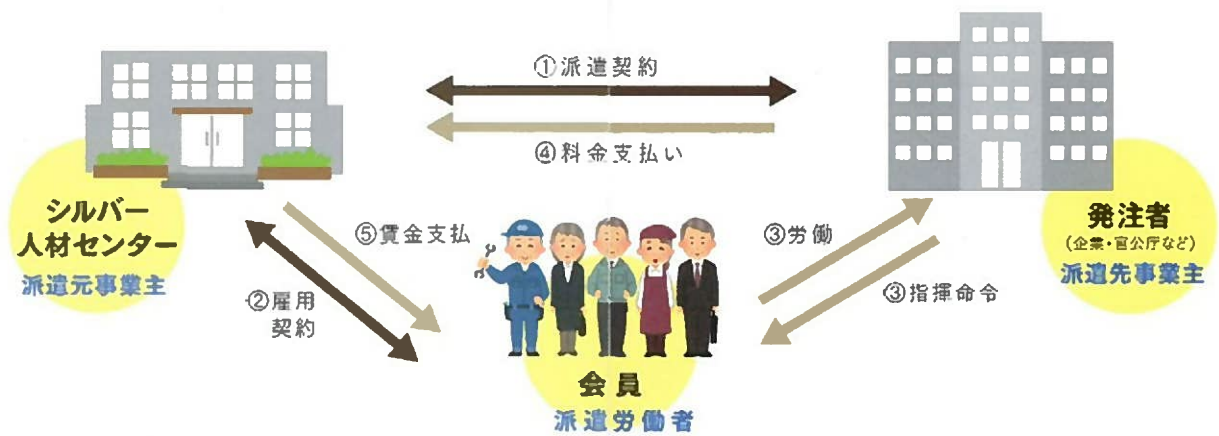


観光ガイド



見守り・留守番

派遣



業務例

デイサービス送迎バスなどの運転業務、
 スーパーなどの店内業務(レジ打ち、品出し、惣菜調理、バック詰めなど)
 保育施設での補助業務(園児の受入れ、引き渡し、保育士補助など)
 介護施設での補助業務(調理、食事の配膳、入浴準備、車員補助など)



送迎バスの運転

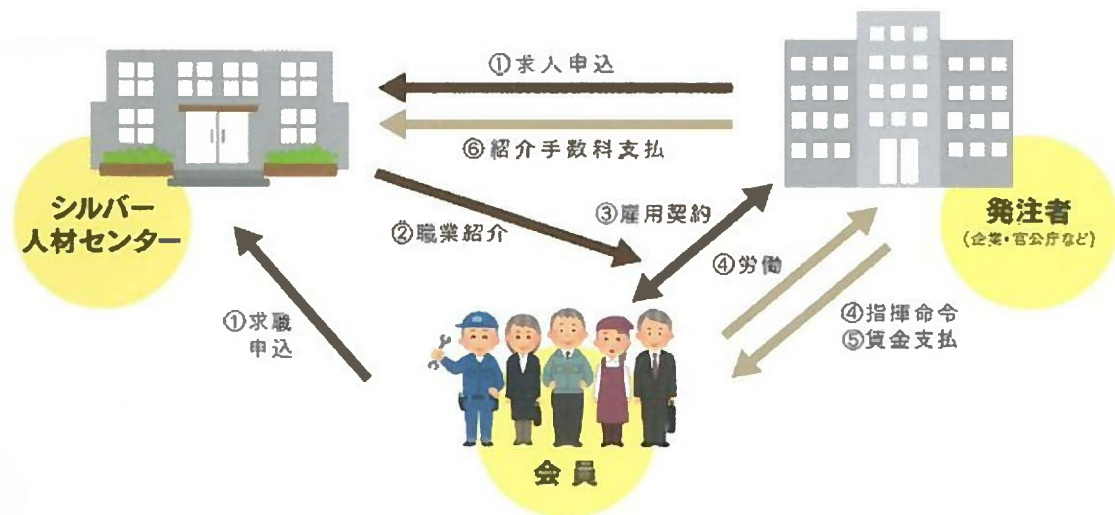


スーパーの店内業務



調理補助

職業紹介



業務例

デイサービス送迎バスなどの運転業務、
 スーパーなどの店内業務(レジ打ち、品出し、惣菜調理、バック詰めなど)
 保育施設での補助業務(園児の受入れ、引き渡し、保育士補助など)
 介護施設での補助業務(調理、食事の配膳、入浴準備、車員補助など)



店内清掃業務



スーパーのレジ・品出し



介護補助

3 労働関係法令の適用や公的保険の加入

請負、委任の業務に従事する場合、会員は労働者とならないため、労働関係法令は適用されません。

派遣や職業紹介の業務に従事する場合、会員は労働者となります。

<適用される労働関係法令>

労働者派遣法、職業安定法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労災保険法、労働契約法など

■派遣や職業紹介の業務に従事する場合の公的保険の加入

会員は就業形態に応じて、以下の公的保険に加入する必要があります。

	派遣・職業紹介	請負・委任
労災保険	加入する	加入しない
雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上の雇用見込みがある場合に加入する	
健康保険	74歳まで、1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の場合に加入する	
厚生年金	69歳まで、1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の場合に加入する	

4 会員が被害を被った場合の保険の適用

会員は、業務従事中（通勤途上を含む）に障害を被った場合、以下の保険の給付を受けることが出来ます。

請負・委任	派遣・職業紹介
国民健康保険・健康保険	労災保険

5 シルバー総合賠償責任保険について

会員の安全を確保するための取り組みを行っています。

- ① 会員が就業中に障害など被った場合に補償を行う傷害保険
- ② 会員が業務の遂行中に他人の身体や財物に損害を与えた場合などに補償を行う賠償責任保険に加入しています。

●シルバー人材センター団体傷害保険 (一般的な保険金額など)

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	600万円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
後遺障害保険金	24万円～ 600万円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	1日5,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合（180日限度）
手術保険金	3,000円× 所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の手術を受けた場合 (所定倍率は10倍、20倍または40倍 1回限り)
通院保険日額	1日3,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合（通院90日限度）

年間保険料（一人当たり）年間2,270円

●シルバー人材センター賠償責任保険

保険給付の内容（最高限度額）

- 【身体賠償】 1人・・・3千万円（期間中）
1事故・・・1億円
- 【対物賠償】 1人・・・3千万円（期間中）

6 会員就業規約について

会 員 就 業 規 約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人佐伯市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実を上げようとするものである。

2 会員は、就業に当たっては社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取り扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意すること。

(1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

- (2) やむを得ない事情で約束の就業が出来ない場合は、事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知りえた業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分に把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、第3条から第6条の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中から班長・世話人（以下「班長等」という。）を互選する。班長等は、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神を持って努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、怪我をした場合又は身体や健康状態が異常となった場合若しくは第9条に相当する事故などの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちに班長等及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材

センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、補償を担保されるものとする。

ただし、会員の自己負担額は10,000円とする。

- 2 会員の故意又は重大な過失又は自動車の所有、使用、管理に起因する損害賠償が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

7 配分金（賃金）の支払方法について

- 1 センターでは、就業した会員に対し配分金を支払います。（派遣は賃金となります。）
また、一定額を補償するものではありません。
- 2 配分金は、月末締切り、翌月27日支払いとなっております。
支払方法は、郵便局への振込です。支払日が土曜日、日曜日の場合は前日となります。
(なお、配分金の明細書は、希望される方のみ発行しますので事務所にご連絡下さい。)
- 3 請負（委任）により就業された会員は、使用人のいない個人事業主ですので、収入は配分金収入となり、税法上「雑所得」に区分されます。「雑所得」は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。
- 4 派遣により就業された会員の収入は、賃金となり、税法上「給与所得」になります。
- 5 申告納付は、会員各自が自主的にして頂きます。
- 6 「配分金」・「賃金」支払証明書は、事務局より就業者の方に1月25日から31日頃送付します。

8 安全就業について

センターでは、請負（委任）で就業される会員は労働三法が該当しません。そのため、労災の適用が認められませんので、安全第一を常に心がけ就業してください。事故を起こし賠償が発生した場合は、免責事項があり会員は1万円を負担して頂きます。

ただし、派遣契約により就業している会員については、労災保険が適用されます。

9 地域班について

旧佐伯が6班、各振興局が6班（弥生・宇目・本匠・直川・上浦・（鶴見、米水津、蒲江））の12班で構成され、各班に班長さんを設置しています。

また、班独自の交流会やボランティア活動が実施されています。

10 入会申込書兼会員票の記載要領について

別紙申込書で説明